

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 8 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 1 号及び第 2 号ニ並びに別表第 3（に）欄の 5 の項の規定により、滝川都市計画区域内における用途地域の指定のない区域の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定めるので、指定案に係る図書を北海道建設部住宅局建築指導課及び滝川市建設部都市計画課に備え置いて、公告の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（郵便番号 060-8588）北海道建設部住宅局建築指導課とする。

令和 7 年（2025 年）12 月 12 日

北海道知事 鈴木直道

1 区域の区分及び数値を指定する市町名

滝川市

2 定める区域の区分及び数値

縦覧に供する図書表示のとおり